

安曇野市文化財の指定等の基準並びに無形文化財及び無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準

安曇野市文化財保護条例（平成 17 年安曇野市条例第 238 号）第 3 条の規定により指定する安曇野市有形文化財、安曇野市無形文化財、安曇野市有形民俗文化財、安曇野市無形民俗文化財、安曇野市史跡、安曇野市名勝及び安曇野市天然記念物の指定基準並びに安曇野市文化的景観及び安曇野市伝統的建造物群の選定基準並びに安曇野市無形文化財及び安曇野市無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準を次のように定める。

第 1 文化財の指定基準

1 安曇野市有形文化財

(1) 絵画及び彫刻

次のアからオまでのいずれかに該当するもの

- ア 各時代の遺品のうち製作優秀なもの
- イ 歴史上特に意義のある資料となるもの
- ウ 題材、品質、形状、技法等の点で顕著な特性を示すもの
- エ 特殊な作者若しくは流派であるもの又は地方様式等を代表するもの
- オ 渡来品で美術史上特に意義のあるもの

(2) 石造物

次のアからエまでのいずれかに該当するもの

- ア 安曇野の地域性を色濃く表出したもののうち代表格と見なせるもの
- イ 彫刻としての美術的価値が際立つもの
- ウ 造型面で他に類を見ない特性をもつもの
- エ 最も古い作例と考えられるもの又は歴史上重要と考えられるもの

(3) 工芸品

次のアからエまでのいずれかに該当するもの

- ア 各時代の遺品（陶磁器、染織、漆芸、刀剣等）のうち製作が特に優秀なもの
- イ 歴史上特に貴重なもの
- ウ 形態、品質、技法、用途等が特異で意義深いもの
- エ 渡来品で工芸史上特に意義のあるもの

(4) 書跡及び典籍

次のアからオまでのいずれかに該当するもの

- ア 書跡類（和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等）は、書道史上又は歴史上貴重なもの
- イ 典籍類（和書、漢籍、仏典、洋書等）の原本又はこれに準ずる写本は、文化史上貴重なもの
- ウ 典籍類のうち版本類は、印刷史上意義のある資料で文化史上貴重なもの
- エ 歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- オ 渡来品で歴史上特に意義のあるもの

(5) 古文書

次のアからオまでのいずれかに該当するもの

ア 古文書類は、歴史上重要と認められるもの

イ 日記、記録類（絵図及び系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上重要と認められるもの

ウ 木簡、印章、金石文等で、記録性が高く、学術上重要と認められるもの

エ 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的に相当数まとめて伝存し、学術的な価値の高いもの

オ 渡来品で歴史上特に意義のあるもの

(6) 考古資料

次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 縄文時代以前の遺物で学術上重要なもの

イ 弥生時代の遺物で学術上重要なもの

ウ 古墳時代以後の遺物で学術上重要なもの

エ 渡来品で歴史上特に意義のあるもの

(7) 歴史資料

次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 政治、経済、社会、文化、科学、技術等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの

イ 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの

ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとめて伝存し、かつ、学術的価値の高いもの

(8) 建造物

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋りょう、石塔、鳥居等）並びにそれらの模型、厨子等のうち、次のアからオまでのいずれかに該当するもの

ア 意匠的に優秀なもの

イ 技術的に優秀なもの

ウ 歴史的に価値の高いもの

エ 学術的に価値の高いもの

オ 流派的又は地域的な特色が顕著なもの

2 安曇野市無形文化財

(1) 芸能

次のアに該当するもの

ア 音楽、舞踊、演劇その他の芸能（民俗芸能を除く。）のうち、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するもの

（ア）芸術上価値が高いもの

（イ）芸能史上重要な地位を占めるもの

（ウ）流派的又は地域的に特色があるもの

(2) 工芸技術

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次のアからウまでのいずれかに該当

するもの

- ア 芸術上特に価値の高いもの
- イ 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- ウ 地域的特色が顕著なもの

3 安曇野市有形民俗文化財

- (1) 衣食住、生産、生業、社会生活その他の民俗に係る用具、施設等の有形の民俗文化財のうち、その形態、製作技法、用法等において、市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 前号に掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、重要なもの
 - ア 歴史的変遷を示すもの
 - イ 時代的特色を示すもの
 - ウ 地域的特色を示すもの
 - エ 職能の様相を示すもの

4 安曇野市無形民俗文化財

- (1) 風俗慣習等のうち、次のア又はイに該当し、かつ、その伝承上特別な教習を要するもの
 - ア 由来、内容、形態等において、市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤をなすもの
- (2) 民俗芸能のうち、次のアからウのいずれかに該当し、かつ、重要なもの
 - ア 芸能の発生又は成立を示すもの
 - イ 芸能の変遷の過程を示すもの
 - ウ 地域的特色を示すもの

5 安曇野市史跡

次に掲げるもののうち、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等が安曇野市にとって歴史上又は学術上価値が高いもの

- (1) 住居跡、集落跡その他居住に関する遺跡
- (2) 郡衙、城跡、防塁、古戦場その他政治又は軍事に関する遺跡
- (3) 社寺の跡又は旧境内、経塚その他祭祀又は信仰に関する遺跡
- (4) 由緒ある屋敷跡、園地、井泉、樹木、碑等
- (5) 街道、番所跡、一里塚、宿場跡、渡船場跡、堤防、用水堰、牧跡、猪垣、市場跡その他交通、土木、産業に関する遺跡
- (6) 古墳、墳墓その他埋葬に関する遺跡
- (7) その他歴史上又は学術上特に価値の高い遺跡

6 安曇野市名勝

次に掲げるもののうち、風致景観の優秀なもの、名所として価値の高いもの又は芸術上、歴史上若しくは学術上価値の高いもの

- (1) 公園、庭園等

- (2) 橋りょう及び築堤
- (3) 花樹、草花、紅葉、緑樹等の植生するところ
- (4) 鳥獣、魚虫等の生息する場所
- (5) 峡谷、瀑布、溪流及び深淵
- (6) 山岳、丘陵及び河川
- (7) 温泉及び湧泉
- (8) 展望地点

7 安曇野市天然記念物

- (1) 学術上貴重で安曇野市の自然を記念する動物のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの及びその地域
 - ア 著名な動物としてその保存を必要とする種及びその生息地
 - イ 個体数の減少が著しく絶滅のおそれのある動物の種及びその生息地
 - ウ 特に貴重な動物の標本
- (2) 学術上貴重で安曇野市の自然を記念する植物のうち、次のアからキまでのいずれかに該当するもの
 - ア 代表的名木、巨木、老木、栽培植物の原木、並木及び社叢
 - イ 代表的な原生林、稀有の森林植物相
 - ウ 代表的な原野植物群落
 - エ 植物分布の顕著な限界地
 - オ 池泉、河川等の水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
 - カ 稀有又は絶滅の恐れのある植物の自生地
 - キ 特に貴重な植物の標本
- (3) 学術上貴重で安曇野市の自然を記念する地質鉱物のうち、次のアからカまでのいずれかに該当するもの
 - ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態
 - イ 断層、地層の整合及び不整合並びに褶曲、温泉等地殻変動に関する現象
 - ウ 風化及び浸食に関する地質現象
 - エ 生物の働きによる地質現象
 - オ 岩石、鉱物及び化石の貴重な標本
 - カ 温泉の湧出地及び湧出物

第2 文化財の選定基準

1 安曇野市文化的景観

安曇野地域における人々の生活又は生業及び安曇野地域の風土により形成された景観地のうち、市民の生活又は生業の理解に特に欠かせないもので、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 水田、畑、わさび田などの農耕に関する景観地
- (2) 入会地、牧野などの採草又は放牧に関する景観地
- (3) 用材林、防災林などの森林の利用に関する景観地
- (4) ため池、用水堰、湧水地などの水の利用に関する景観地

- (5) 街道、広場などの流通又は往来に関する景観地
- (6) 住居、垣根、屋敷林などの居住に関する景観地
- (7) 安曇野地域の人々の生活又は生業の理解を助けるその他の景観地

2 安曇野市伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致地区を形成する伝統的建造物群のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
- (2) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
- (3) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的な特色を顕著に表すもの

第3 無形文化財及び無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準

1 芸能

(1) 保持者

- ア 市無形文化財又は市無形民俗文化財に指定される芸能又は芸能の技法（以下単に「芸能又は技法」という。）を高度に体現できる者
- イ 芸能又は技法を体得し、かつ、これに精通している者
- ウ 二人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

(2) 保持団体

- ア 芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

2 工芸技術

(1) 保持者

- ア 市無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者
- イ 工芸技術を体得し、かつ、これに精通している者
- ウ 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

(2) 保持団体

- ア 工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体